

第2回三重県子ども政策検討会議 議事概要

日時：令和6年5月28日（火）18:00～20:00

場所：アスト津4階会議室1（三重県津市羽所町700）

※WEB会議システムを併用 ※傍聴者数：1名

【委員（敬称略）】

阿部彩、内別府成参、小畑英慎、垣本美和、北村弘和、木原剛弘、古賀悠歩、榊原智子、志治優美、竹村浩、田中嘉久、対馬あさみ、津西高校生徒、野村豊樹、林康子、廣瀬純子、松浦直己、松岡典子、松田茂樹、宮部夏維

1 要旨

三重県子ども条例の改正、三重県子ども計画（仮称）の策定にあたり、第2回三重県子ども政策検討会議を開催し、委員（有識者、子ども施策関係機関の代表者、子ども・子育て支援団体の代表者及び子ども・若者当事者等）から、子ども関連施策の実施状況、及び三重県子ども条例改正、三重県子ども計画（仮称）策定の方向性について、ご意見をいただきました。

2 議題

- (1) 子ども関連施策の実施状況について
- (2) 三重県子ども条例改正、三重県子ども計画（仮称）策定の方向性について（案）

3 主なご意見

(1) 子ども関連施策の実施状況について

（内別府委員）

- ・私は虐待を受けて、児童養護施設で育った経験がある。児童養護施設に入ったのは4歳か5歳の時で、いわゆる普通の家庭や親がどのようなものなのか、全くわからなかった。例えばその時に、私が親といっしょにいることを希望して家庭に戻されていたら、私は今でも虐待を受けていたかもしれないし、大きくなるまで、虐待を受けていること自体も分からずにいたかもしれない。こどもの意見を聴くことはもちろん大事だが、こどもの意見を聴きながらも、さまざまなことを分かっている大人たちが、こどもの年齢に応じてサポートをしていくことが、とても重要だと思う。

(竹村委員)

- こどもの意見を聴くことは、こどもの言う通りにするというのではない。大人が子どもたちに情報提供していないことが問題である。こどもに情報提供してやり取りしながら、こどもの意見や意志を聴く。その結果、こどもの最善の利益はこどもの言う通りではないこともある。
- 少子化対策について、結婚が大前提になっているが、単身で子育てをしてもいいし、共同親権という方法もある。こどもを中心において、みんなで子育てをすることが重要である。「結婚しないとこどもを持つことができない」ということにならないようにしたい。今の出生率をみても、もっと新たな方向性が必要ではないかと思う。

(対馬委員)

- スマイルプランのライフステージごとの重点的な取組で、「若者／結婚」のところに雇用対策がある。これは仕事があれば結婚するのではないかという考え方だと思うが、若者たちは、結婚するために仕事をするわけではない。若者たちが幸せに暮らしていくための支えが本当に薄いと思う。学校に行かなくなったこども、高校を卒業したこども、中退したこども、特に20代の若者たちがどのように暮らしていくのか、もう少し支援の手だてがないものかと思う。

(阿部委員)

- スマイルプランの総合目標に「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」が掲げられているが、高齢化が進んでくると多くの県民にとってこどもは遠い存在になってくる。その中で、県民全般を対象にして、子どもが元気に育っているかどうかを大きな指標にしているのはいかがなものか。例えば、子育て中の親やこども自身が幸せになっているかどうかをみる指標であれば理解できる。
- 子どもの貧困対策について、「子どもの貧困対策計画を策定している市町数」が目標に届かなかったとの理由で「進まなかった」と評価しているが、子どもの貧困対策が進んでいるかどうかは、計画の有無だけの問題ではない。計画を作っても、結局のところコンサルティング会社に丸投げのような市町村はとても多い。そこできれいな報告書を作成することよりも、実際に貧困対策を実施しているかどうかの方が重要である。計画を策定することが最終目的ではないので、計画を策定していなくても、子どもの貧困対策の担当者があるか、部署があるか、政策があるか、そういったことを指標にすべきではないか。

(津西高校生徒)

- 学校の授業で、地域の子育て環境をどうすればよいかについて、話し合ったところ、もっと交流を増やすべきだという意見や、交通安全のための旗当番をしてくれるのが嬉しいなどの意見が出た。私も中学生のときに旗当番をしてくれる地域の人を見て、いつも安心したのを覚えている。他にもこども110番の家があると安心できた。家族だけではなく、地域で安心できる場所

があると心強い。

(古賀委員)

- ・スマイルプランの重点的な取組の中で、「放課後児童クラブの待機児童数」、「県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数」の実績値が目標値と大きく乖離しているが、支援が不足しているのではないか。

(榊原委員)

- ・スマイルプランの総合目標に「合計特殊出生率（希望出生率）」と「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」を掲げているが、この2つだけだと若い人たちが受ける印象はどうか。誰のための政策をしようとしているのか、誰の満足度を上げようとしているのかを考えたときに、1つ目の目標については、少子化・人口減少だと地域の存続が危くなるから、地域の満足度をあげるためにこの目標を掲げているように見えて、当事者である、こども・若者や、結婚の希望を持っているけれども叶わない人たちの希望の実現につながるのかが見えにくい。むしろ、若い人たちに、結婚やこどもを産むことに対するプレッシャーを与えてしまうのではないか。2つ目の目標については、県民の意識も変わり、「子どもが元気に育つ」の「元気」の捉え方そのものが、10年、20年でどんどん変わっていくかもしれないときに、調査対象者を無作為抽出して、経年で変化をみる意味があるのか。昭和の終わり頃は、日本の半分くらいの世帯にこどもがいて、地域でたくさんのこどもたちが育っている状況を見て、こどもが元気に育つというのはどういうことなのか、地域全体で共有されていたかもしれないが、今ではこどもがいる世帯は全体の2割ほどしかなく、こどもたちが元気かどうか、どうしたら分かるのかという気もする。外国にはよくある指標だが、「子育てをみんなが支えてくれていると感じているか」、「子育てに優しい社会だと感じているか」というような当事者の満足度や幸福度を経年でみていくと、地域の努力が当事者にどれくらい届いているかということが分かる。ひいてはこどもを持つかどうか迷っている人たちにも、みんなが幸せに満足してこの地域で子育てをしているということが数字として分かることになる。
- ・家族政策、ファミリーポリシーを持っている国々では、こどもの権利を真ん中に据えた上で、家族がこどもを守る、その家族を守るのは社会の責任と位置づけて、二重、三重の構造を作っている。日本のこども・子育て政策では、家族を守る、支えるというところが弱くて、欠けている部分、欠けている人への対策になっていて、ユニバーサルな政策になっていない。家族への支援がはっきりと入っている政策になればバランスがいいし、子育てをしている人たちも支えられ感を持つことができ、こどもも安定するのではないか。社会的養護にいるこどもたちに、どういう政策をして欲しいかを訊くと、親を支えてほしかったと答える。こどもと家族の両方を当事者として守るような構成になるといい。

(廣瀬委員)

- ・私は3人のこどもを育てた経験があるが、20年以上前には子育て施策がほとんどなく、私も夫も実家が遠方のためほぼワンオペでこどもを育てていたが、母親一人がこんなに責任を負わされるのかと不安でいっぱいだった。母親への社会的なサポートがあれば、もっと子育てを余裕をもって楽しめたと思う。こどもを育てて強く思ったことは、すごくお金がかかるということ。小学校や中学校は義務教育で無償というが、給食費、体操服、上靴、習字の道具など、本当にお金がかかる。こういった道具を揃えることも、学ぶために必要であり、それが揃わない状況だと、こどもの学ぶ意欲もなくなってしまし、いじめなどにつながることも考えられる。貧困のこどもに対してだけではなく、こども全体をサポートするような施策をしてほしい。貧困対策にしてしまうと受ける側にもプライドもあり、かえって支援を受けづらくなってしまわないか。昔は、親なくても子は育つというように、社会全体でこどもを育てていたと思う。本当にお金の心配がなくなれば、こどもを産んで育ててみようと思う人もいると思う。まずはこどもへの支援がきちんと行き届き、家庭の状況に関わらず、全てのこどもが学べる環境を作してほしい。

(2) 三重県子ども条例改正、三重県子ども計画（仮称）策定の方向性について（案）

(竹村委員)

- ・こどもの権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について、日本ユニセフのホームページでは、既に、この4つの柱を取り下げており、4つの一般原則（差別の禁止、こどもの最善の利益、生命、生存及び発達に関する権利、こどもの意見の尊重）のみを掲載している。取り下げた理由は、4つの一般原則と紛らわしいからである。一般原則は、全ての権利に関わる土台となるもので、4番目のこどもの意見の尊重（参加する権利）が一番問題になってくる。部分的にこどもの意見を聴くことも重要だが、参加する権利は全てのこどもに関わることなので、これを土台にしておかないと、大人の聴きたいときにだけ、こどもの意見を聴くということになりかねない。子ども条例を改正するにあたって、4つの柱を前提にしないほうがいいのか。
- ・2ページの「子ども条例の構成」について、こどもの現状把握、検証、見直しという部分が抜けている。取組の結果、実際にこどもにとってどのような実感があつたのかを検証し、見直しをするための条項が必要である。

(志治委員)

- ・条文にある何々の権利というのは、こどもには実感のあるものではない。権利は特別な人に与えられるものではなくて、誰にでもあるもの。私たちの団体では、こどもの権利をベースにした暴力防止プログラムを提供しているが、そのワークショップの中でこどもたちにこどもの持っている権利は何かと問いかけると、笑うこと、おしゃべりすること、食べることなど、日常にある権利がたくさん出てくる。私はこどもが安心して生きる権利とまとめて

いる。権利についての条文があることは分かりやすく大事なことだが、日常にあるたくさんの権利を想定したものになればいいと思う。

- ・暴力防止プログラムは、権利教育、人権教育の一つである。こどもには、安心して自信を持って自由に生きる権利があるということをプログラムの中で伝えている。こどもの権利について大人もこどもも知ることが大事で、アドボカシー活動もそこから出発している。権利のことを知らない、こどもたちは話していいと思うところまでいかない。これまで意見を聴いてもらえなかったこどもたち、特に社会的養護のこどもたちには、意見を言ってもいい、参加する権利があるということを伝えていくことが重要だと考えている。
- ・権利保障と権利養護という二つの言葉があるが、保障と養護では意味が違うので、その両方に対応する形が計画の中で必要である。これは権利を保障するもの、これは権利を奪われたこどもたちの養護のためのものというような分け方も必要ではないかと思う。

(宮部委員)

- ・私が協力員として勤務している児童相談所の一時保護所では、アドボカシー活動をしているが、こどもたちの様子を見てみると、本当の活動の意義をあまり分かっていないのではないか。意見を言いたいことがある人は、個別に面接をする機会を設けるのだが、実際にそれを希望するこどもは少なく、自分が言いたいことを言える活動だということを、あまり理解していないと感じる。こどもの意見を聴く仕組みにはなっているものの、権利教育がしっかりとされていらないから、うまく活用できていないのではないか。こどもが自分の権利を理解するための教育の充実について、条文や実際の施策に盛り込んでいただきたい。
- ・他の委員から、高齢者はこどもから遠い存在となり、当事者意識が低いのではないかとの意見が出たが、こどもの立場からすると、交通安全の関わりや地元のお祭りなどの活動に、大人みんなが関わっていただけることはすごく嬉しいことだと思う。どのような年代、どのような背景をもった人であっても、こどもと接することができる機会があれば、こどもにとってはすごくいい機会になると思うので、県民の定義について、あまり限定することなく、県民全体としてこどもに良い意識を持っていただければと思う。

(木原委員)

- ・こどもたちが自分の権利をしっかりと学んでいくことはとても大事なことだと認識しているが、それとともに、周りの大人が理解を深めていくことも同じくらい大切ではないかと思う。国が「こどもまんなか社会」の実現を目指しているのは、そうではない現実があるからだ。こども・若者当事者の委員から、こどもから離れている方にも協力してほしいとの意見があったが、そういう人も含めて、「こどもまんなか社会」はこどもが権利をもった主体者だということをしっかりと理解してもらい、その責任が県にはあると踏み込んで、条文に盛り込んでほしい。

(松田委員)

- こどもの定義について、現行条例では、18歳未満の者と定義しているが、少し幅を広げることが、こどもの成長をしっかりと支えるために大事である。
- こどもを支えるために、また、こどもの権利がしっかりと守られるためにも、子育て家庭へのしっかりとした支えが大事である。こども基本法の基本理念には、「こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること」とあり、保護者だけが責務を負わされているわけではない。三重県の条例においても、目的や基本理念などの条文に、こどもを育てる側の家庭をしっかりと支えるという内容を入れるとバランスがよいのではないか。
- 子ども条例、こども計画に盛り込む政策、施策については、こども・若者の意見をしっかりと反映させることが大事ではないか。こどもの意見表明権は、こども大綱でも大事な考え方になっている。このような会議の場においても、できる限りこども・若者の意見を聴いて、その意見が尊重されることが大事だと思う。前回の会議では、いじめ対策と不登校対策、本日の会議では、安心できる居場所に関する意見が出された。このように、若い世代の複数の方から出されたような意見については、重点化するなど、目立つような書き振りにした方がよいのではないか。

(阿部委員)

- こどもの意見表明権は、大人の側が聴くということが一番重要である。校則にこどもの意見が反映されるなど、学校側がこどもの意見を聴く姿勢を持つ、そのための研修が必要である。
- 8ページの政策、施策の構成をみると、高校生以上に対しての視点が抜けているとすごく感じる。中学校までは、基礎自治体である市町村でかなり対応していると思うが、広域自治体である県としてやる意義があるのは高校生以上のところであり、例えば、高校中退の予防や就労支援なども入ってくる。学校に通っているこども、通っていないこども、どちらも支援していく必要がある。
- こどもの貧困対策は、こどもの命を守るために一番重要なところなので、ぜひしっかりと書き込んでほしい。

(垣本委員)

- こどもの意見表明権について、こどもたちは何を言えばいいのか、こんなことを言ってもいいのかどうか、よく分からないところがあると思う。前回、高校生から、公園のトイレの安全性を上げてほしいという意見があったが、トイレの移転や防犯カメラの設置は難しくても、防犯ブザーを設置するなど、こどもたちの意見を聴いたら、できるだけ早くそのことに対して大人がきちんと対応することが大切だと思う。こどもたちから聴くだけで何の反応もなければ言っても無駄だと思われる。できることとできないことが

あるが、できないことについてもきちんと理由を話すことが大切で、正当な意見を伝えれば応えてもらえるという実感が生まれることで、信頼関係ができて意見が言いやすくなると思う。

(対馬委員)

- 中学校までは学校となんとかつながっていても、中学校を卒業すると、後は子どもたちの選択ということで、それまであった支援の手が引いていってしまい、これからどうしようかとなる。高校生以上の世代への支援が課題である。
- 子どもたちは安心できる相手でないと話ができない。単発の関係性では聴きっぱなしになってしまい、言っても無駄だったということで、子どもは声をあげなくなる。そういう体験をしている子どもたちがいる。地域の大人たちが学んで誰もがこどもの声を聴けるような、子どもたちが安心してつながれるような、地域の居場所が大事だと思う。
- 私たちは、地域で活動をする中で、学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの皆さんと連携しながら、子どもたちを支えていきたいと思っているが、個人情報の問題などもあり、なかなか難しい面もある。それぞれの地域で、行政、学校、市民活動団体など、子どもに関わる関係者がつながって、子どもを支えていけるようにすることが必要だと思う。

(津西高校生徒)

- インターネットが普及してきた中で、SNSトラブルが、いじめや不登校につながることもある。SNSトラブルのことをしっかりと書き込んでほしい。

(榊原委員)

- 8ページの「こどもの学び、成長への支援」について、こどもの学びは、こどもの権利の基本である。こどもの権利について、これだけ議論するのであれば、「こどもの学び」は、「こどもの学びの保障」とした方がよいのではないか。
- 8ページの「幼児教育・保育の質の向上」について、世界の情勢として、乳幼児期からの教育を保障する、良質な保育を全てのこどもの権利として付与していくことが、自治体の義務になっているので、もう少し強く書いてもいいのではないか。通学している病児、障がいのあるこども、発達に課題のあるこども、海外にルーツのあるこどもなど、多様な子どもたちをできるだけ早く地域に包摂していくためにも保育の役割は大きい。親も一緒に包摂できるということも含めて、「幼児教育・保育・インクルーシブな保育」というような記載にしてはどうか。